

(1) 平成二十三年三月十一日における労働者
基準法第二十二条第一項の使用者のその者
を同日において特定被災区域内に所在
する事業所において雇用していた旨を証
明するものに限る。)

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出
の確認の照会書の写し及び公共職業安定機
関の当該照会書に対する回答書(その者
が平成二十三年三月十一日における被保
険者資格を取得していることを明らかにす
るものに限る。)

二 令第十二条の三第一項第二号に掲げる者
次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年
三月十一日において特定被災区域内に居住し
ていたことを証する書類

イ 住民票の写し(平成二十三年三月十一日
後に転出している場合には、消除された住
民票の写し)

ロ 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八
十一条)第二十条第一項に規定する戸籍の
附票の写し

ハ イ又はロに掲げるもののほか、その者が
平成二十三年三月十一日において特定被災
区域内に居住していたことを明らかにする
書類

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者
等を雇用した場合の所得税額の特別控除)
第三条の三の二(令第十二条の三の二第八項第三
号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定
する個人の同号に規定する認定新産業創出等
推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法規
行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当する
ものとして記載された者とする。

2 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第
一欄に掲げる個人に該当するものとして同項
の規定の適用を受ける個人 同項に規定する
給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲
げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該
当するかに応じそれぞれ次に定める書類
該各号に定める書類とする。

一 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第
一欄に掲げる個人に該当するものとして同項
の規定の適用を受ける個人 同項に規定する
給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲
げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該
当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十二条の三の二第五項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域（一）及び口において「避難対象区域」という。」内に所する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者（次号イ（一）及び第三号口（一）において「使用者」という。）の者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書（次号イ（一）及び第三号口（一）において「証明書」という。）

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保險者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

口 令第十二条の三の二第五項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

(1) 住民票の写し（平成二十三年三月十二日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

(2) 住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

(3) (1) 又は (2) に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

二 法第十条の三の二第一項の表の第二号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十二条の三の二第六項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していることを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における使用者のその者が同日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書

(2) 前号イ(2)に掲げる書類

ロ 合第十二条の三の二第六項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類

(1) 前号ロ(1)又は(2)に掲げる書類

(2) (1)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを明らかにする書類

ハ 法第十条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 合第十二条の三の二第八項第一号に掲げる者 その者が第一号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める書類

ロ 合第十二条の三の二第八項第二号に掲げる者(同号イに掲げる者に限る) 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号イに規定する福島国際研究産業都市区域(一)及び(二)において「福島国際研究産業都市区域」という。の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における使用者のその者が同日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを証する書類に勤務していた旨を証する証明書

(2) 第一号イ(2)に掲げる書類

ハ 合第十二条の三の二第八項第二号に掲げる者(同号ロに掲げる者に限る) 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを証する書類に勤務していた旨を証する証明書

(1) 第一号ロ(1)又は(2)に掲げる書類

(1) に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域内に居住していたことを明らかにする書類

二 令第十二条の三の二第八項第三号に掲げる者、その者が福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された同項第三号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に係る同令第四十条第一項の申請書の写し又は同令第四十一条第一項の申請書の写し（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第三条の三 法第十条の三の三第三項において準用する法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十二条の三の三第三項第一号に掲げる者、その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 平成二十三年三月十一日以前から勤務している者 次に掲げる書類のうちその旨を証する書類

(1) 労働基準法第一百七条第一項に規定する労働者名簿

(2) 労働基準法第一百八条に規定する賃金台帳

(3) (1) 又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日以前から勤務していることを明らかにする書類その他の書類でその者が同日において令第十二条の三第三項第一号に規定する避難対象区域（(1)及び次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者のそな者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書

二 法第十一条の五第二項第一号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第一号特定住宅被災市町村等」という。）が単独で又は共に効力を有するものとする。

一 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十六条第一項に規定する復興整備計画その他の法律の規定による計画

二 前号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

法第十二条の五第二項第二号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第二号特定住宅被災市町村等」という。）が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るために次に掲げる計画で同項第一号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時ににおいて現に効力を有するものとする。

一 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地域再生計画その他の法律の規定による計画

二 前号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものとの議を経て策定された書類とする。

三 前二号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画法第十二条の五第二項の規定により租税特別措置法第三十四条の規定が適用される場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十七条第一項の規定にかかるらず、法第十二条の五第二項に規定する土地等の買取りをする者の当該土地等を地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う同項に規定する東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために買い取つた旨を証する書類（当該買取りが当該買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合にはその旨並びに当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）とする。

7 法第十二条の五第三項の規定により租税特別措置法第三十四条の二の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第三十四条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十七条の二第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ當該各号に定める書類とする。

一 法第十二条の五第三項第一号の場合 同号の土地の買取りをする者の当該土地を被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第八条第三項の規定に基づき買い取つた旨を証する書類

二 法第十二条の五第三項第二号の場合 同号の被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者の同号の土地等に係る換地処分により当該土地等のうち被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつた旨を証する書類（当該対価の額の記載があるものに限る。）

8 法第十二条の五第五項の規定により租税特別措置法第三十二条の二の規定が適用される場合における同条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項の規定にかかるらず、土地開発公社の当該土地等を法第十二条の五第五項各号に定める事業の用に供するために買い取つた旨を証する書類（当該土地等の所在地の記載があるものに限る。）を確定申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

第三条の八 法第十二条の六第一項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第二項の規定により同項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

二 法第十二条の六第一項に規定する財務省令で定める特定公益的施設又は特定公共施設は、それぞれ福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第二項第六号イに定める施設又は同号ロに定める施設とする。

三 法第十二条の六第一項の規定により租税特別措置法第三十四条の二の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第三十四条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十七条の二第二項の規定にかかるらず、市町村長の当該土地等（法第十二条の四第一項に規定する土地等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が法第十二条の六第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人（以下この項及び第六項において「帰還・移住等環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還・移住等環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

四 法第十二条の六第一項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第二項の規定により同項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

五 法第十二条の六第一項に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項第七号に掲げる事業とする。

法第十二条の六第一項の規定により租税特別措置法第三十二条の二の規定が適用される場合における同条第二項に規定する財務省令で定めることにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項の規定にかかるらず、市町村長の当該土地等が法第十二条の六第一項に規定する区域にある土等）

第三条の九 法第十一条の七第三項第二号に規定する財務省令で定める指示は、住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示とする。

例 (1) 市町村長のその者の有していた家屋での居住の用に供していたものに係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）その他の書類で、当該家屋が警戒区域設定指示等（同条第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この号及び次号において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われることによってその居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

二 法第十一条の七第二項の規定の適用を受ける場合 次に掲げる書類

イ 法第十一条の七第二項に規定する被相続人（イにおいて「被相続人」という。）に係る次に掲げる書類

(1) 市町村長のその者の有していた家屋での居住の用に供していたものに係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）その他の書類で、当該家屋（以下この号において「被相続人所有家屋」という。）が警戒区域設定指示等が行われた日ににおいて当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われることによってその居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

三条第一項又は第三十三条の二第一項に規定する譲渡した資産について法第十二条第二項の規定の適用を受けようとする旨、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により同項の表の第一号又は第二号の下欄に規定する代替資産の取得が困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の当該代替資産についての取得予定年月日及びその取得価額の見積額並びに令第十四条第三項第一号に規定する税務署長の認定を受けようとする年月日その他の明細を記載した申請書

一 法第十二条第二項の表の第三号又は第六号の上欄に掲げる個人 税特別措置法第三十三条の二第一項に規定する譲渡をした同項に規定する譲渡資産又は同法第四十一条の五第七項第一号に規定する特定譲渡をした同号に規定する譲渡資産について法第十二条第二項の規定の適用を受けようとする旨、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により同項の表の第三号又は第六号の下欄に規定する買換資産の取得が困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の当該買換資産についての取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書

二 法第十二条第二項の表の第四号又は第五号の上欄に掲げる個人 税特別措置法第三十三条の七条第一項に規定する譲渡をした同項に規定する譲渡資産又は同法第三十七条の五第一項に規定する譲渡をした同項に規定する譲渡資産についての取得予定年月日及びその取得価額の規定の適用を受けようとする旨、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により同項の表の第四号又は第五号の下欄に掲げる買換資産の取得が困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の当該買換資産についての取得予定年月日及びその取得価額の見積額、令第十四条第三項第一号に規定する税務署長の認定を受けようとする年月日、当該買換資産が租税特別措置法第三十七条第一項の表の各号の下欄又は第三十七条の五第一項の表の各号の下欄のいずれに該当するかの別（同表の第一号の下欄に該当する場合にあつては、当該買換資産が同欄に規定する中高層耐火建築物又は中高層の耐火建築物のいずれに該当するかの別）その他の明細を記載した申請書

4 前項に規定する個人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、令第十四条第三項第一号に規定する税務署長が認定した日は該當承認において税務署長が認定した日とする。
（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 新規住宅借入金等の金額につき法第十三条规定による特例</p> <p>3項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後</p> | <p>第五条 合第十五条第一項の規定により読み替えられて適用される租税特別措置法第四十一条第三十二項に規定する財務省令で定める書類は、市町村長又は特別区の区長の従前家屋等（法第十三条第一項に規定する従前家屋及び同条第二項に規定する従前増改築等家屋をいう。以下この項において同じ。）に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。従前家屋等の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）その他の書類等従前家屋等が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類とする。</p> |
| <p>2 法第十三条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等（次項において「新規住宅借入金等」という。）の金額につき同条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に前項に規定する書類を添付しなければならない。</p> | <p>2 法第十三条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等（次項において「新規住宅借入金等」という。）の金額につき同条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に前項に規定する書類を添付しなければならぬ。</p> |

の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十項の規定の適用については、同項中「同条第一項の規定の適用を受けた個人」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。)第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人」と、「同項の規定による控除」とあるのは「法第四十一条第一項の規定の適用」と、「当該控除」とあるのは「その適用」と、「書類を」と、「同条第一項の規定の適用を受けた震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条第一項に規定する書類を」と、「同条第二十八項」と、「書類の」とあるのは「書類及び東日本大震災特例法第十三条第三項又は第四項の規定による旨」とあるのは「震災特例法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、「同条第二十八項」とあるのは「法第四十一条第二十八項」と、「書類として財務省令で定められた書類及び同令第五条第一項に規定する書類」とする。

第五条の二 令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十六項に規定する財務省令で定める事実は次に掲げる事実とし、同項に規定する財務省令で定める書類は市町村長又は特別区の区長の第一号に規定する従前住宅に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）当該従前住宅の登記事項証明書 当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）その他の書類で次に掲げる事実を明らかにする書類とする。

一 法第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたこと（同項に規定する居住年が令和七年である場合には、当該従前住宅が、東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたこと及び同条第六項に規定する警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたものであること。）。

二 法第十三条の二第一項に規定する再建住宅に係る同項に規定する再建住宅借入金等の金額につき同項の規定の適用を受けようとする

場合又は当該再建特定住宅に係る同条第四項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額につき同項の規定の適用を受けようとする場合は、これら再建住宅が前号に規定する從前用に供したものが、確定申告書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

法第十三条の二第二項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年以後八年までの（同日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る同項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合には、法第十三条の二第一項又は第四項に規定する居住の用に供した日の属する八年分又はその翌年以後十一年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税に同項又は同条第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項又は同条第十項の規定により規定する認定住宅等の新築等若しくは同項と、「場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは、「場合」と、「同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条」と、「同条第一項の規定により法第四十一条」と、「同条第一項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けた」と、「震災特例法第十三条の二第一項又は第四項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けた」と、「震災特例法」という。第十九

受けた」と、「同項の」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項又は第四項の規定により法第四十一条第一項の」と、「書類を添付して」あるのは「書類の添付及び東日本大震災の被災者等による国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条の二第一項に規定する書類の添付(同条第四項の規定の適用がある場合)は、同項の記載)をして」と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項又は第四項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けている旨」と、「を記載する」とあるのは「の記載をする」と、「書類の添付」とあるのは「書類の添付及び同令第五条の二第一項に規定する書類の添付」とする。

り、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第四項の規定により法第四十一条と、同条第六項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等による同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」とする。

み替えて適用する場合における同法第二十五条第六項及び第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の六第三項第二号及び第二十二条の二第二号の規定の適用については、同項第二号中「事実」とあるのは、「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する政令で定める事実」と、同号特例」に規定する政令で定める事実と、同号イ中「書類」とあるのは「書類又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（口において、震災特例法施行令」という。）第十七条第一項（被災法人の被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する手続に従い同号口に規定する財務省令で定める者が同号口に規定する者確認をしたことを明らかにする書類」と、同号口中「限る。」とあるのは「限る。」又は震災特例法施行令第十七条第一項の債務処理に関する計画に係る計画書（同項第二号の貸借対照表の添付並びに同項第三号の債務免除等をする者の氏名又は名称、当該債務免除等をする者の当該債務免除等をする金額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項（同項第四号口に規定する産業復興機構に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約等を締結している者が同号口の債務免除等をする場合にあつては、当該産業復興機構の名称、当該債務免除等をする金額の合計額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項）の記載があるものに限る。」と、同条第二号中「事実」とあるのは「事実又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」とする。

法第十七条第一項の規定により法人税法第五十九条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における同条第六項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第十六条の六第二号の規定の適用については、同号イ中「事実が」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（口（二）において、震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が」と、同号

ロ (2) 中「債権」とあるのは「債権又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実の発生前の原因に基づいて生じた債権で」と、同号ロ (3) 中「含む」とあるのは「含み、(2) に規定する免除を受けた債務に係る債権が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に規定する法律施行令第十七条第一項第四号ロ(被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例)に規定する産業復興機構に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産であつた場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く」と、「所在地」とあるのは「所在地又は当該産業復興機構の名称及び事務所の所在地」とする。
(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)
令第十七条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、法第十七条の二第一項に規定する認定地方公共団体の同項に規定する建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備が同項に規定する政令で定める要件を満たすものである旨を証する書類とする。
(企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)
第六条の二の二 令第十七条の二の二第二項に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第一項の実施状況報告書とし、令第十七条の二の二第二項に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事が同項に規定する被災雇用者等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とす

イ 平成二十三年三月十一日以前から雇用されている者 次に掲げる書類のうちその旨を証する書類

ロ 労働基準法第百七条第一項に規定する労働者名簿

(2) 労働基準法第一百八条に規定する賃金台帳

(3) (1) 又は (2) に掲げるもののほか、(3) その者が平成二十三年三月十一日以前から雇用されていることを明らかにする書類

口 平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者 次に掲げる書類その他の書類でその者が同日において令第十七条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（（1）及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用されていることを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者のその者を同日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

二 令第十七条の三第一項第二号に掲げる者

次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを証する書類

イ 住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ 住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを明らかにする

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)第六条の三の二 令第十七条の三の二第六項第三号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する法人の同号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された者とする。

法第十七条の三の二第四項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ該各号に定める書類とする。

一 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類イ 令第十七条の三の二第三項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域(一)及びロにおいて「避難対象区域」という。)内に所 在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者(次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「使用者」という。)のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書(次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「証明書」という。)

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書(その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。)

ロ 令第十七条の三の二第三項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

(1) 住民票の写し(平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し)

(2) 住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

(3) (1) 又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

法第十七条の三の二第一項の表の第二号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者いずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三の二第四項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していることを明らかにする書類

(1) 平成二十三年二月十一日における使用者のその者が同日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書

(2) 前号イ(2)に掲げる書類

ロ 令第十七条の三の二第四項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類

(1) 前号ロ(1)又は(2)に掲げる書類

(2) (1)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを明らかにする書類

三 法第十七条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三の二第六項第一号に掲げる者 同号イに掲げる者に限る。次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号イ又はロに定める書類

旨を証する書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

(代替資産の取得期間等の延長の特例)

第八条 法第十九条の税務署長の承認を受けようとする法人は、同条に規定する資産の取得をすべき期間の末日（当該期間の末日が平成二十三年九月三十日前である場合には、同日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請をする法人の名称及び納稅地並びに代表者の氏名

二 その申請の日における租税特別措置法第六十四条の二第四項第一号又は第六十五条の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額

三 第四項第一号に規定する租税特別措置法第六十五条の二第一項に規定する代替資産又は同法第六十五条の八第一項に規定する各号の下欄に掲げる資産（第五号において「代替資産等」という。）の種類、構造、規模（土地面積）及び価額

四 法第十九条に規定する東日本大震災に起因するやむを得ない事情の詳細

五 代替資産等の取得予定年月日及び令第十九条に規定する認定を受けようとする日

六 その他参考となるべき事項

2 削除
相続税法等の特例

第九条から第十一条まで
（店頭売買有価証券に該当する株式等に類するものとの範囲）

第十二条 令第二十七条第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五十五号）、第二条第十六項に規定する金融商品取引所が同法第二百二十二条の規定による内閣総理大臣への届出をするため当該届出を行うことを明らかにした株式（令第二十七条第二項第一号に掲げる同項に規定する株式等に該当するものを除く）及び同法第六十七条第一項の認可金融商品取引業協会が同法第六十七条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録することを明らかにした株式とする。

（東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例）

第十三条 法第三十七条第一項第一号に規定する新築に準ずる状態として財務省令で定めるもの

は、屋根（その骨組みを含む。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態とする。

法第三十七条第三項の規定により租税特別措置法第七十条の二第一項の規定が適用される場合における同条第十四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第十項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、同条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

一 令第二十八条に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第十項の規定にかかわらず、次に掲げる書類（法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六号）附則第二百二十四条第四項に規定する特定受贈者である場合については、第三号に掲げる書類を除く。）とする。

この場合において、同令第二十三条の五の二第二項及び第五項の規定は、適用しない。

一 法第三十七条第一項に規定する住宅取得等資金（以下この項において「住宅取得等資金」という。）を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第十四条の二までにおいて同じ。）により取得した日の属する年分の令第二十八条に規定する特定受贈者（以下この項において「特定受贈者」という。）に係る贈与税の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税の額の計算に関する明細書で次に掲げる事項の記載があるもの

イ 当該住宅取得等資金を贈与により取得した日

ロ 当該金額の額

ハ 当該住宅取得等資金のうち法第三十七条第一項の規定により租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受ける部分の金額

二 当該特定受贈者の戸籍の謄本その他の書類

ハ 当該個人の戸籍の謄本その他の書類で当該個人の氏名、生年月日及び当該金額の贈与をした者が当該個人の直系尊属に該当することを証するもの

イ 当該個人の平成二十三年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額を明らかにする書類（当該所得税に係る同項第三十七号に規定する確定申告書を当該所得税の納稅地の所轄税務署長に提出した個人にあっては、その旨を記載した書類）

二 法第三十七条第三項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類

ハ 当該既存住宅用家屋が租税特別措置法施行令第四十条の四の二第三項に規定する要件を満たすことを証する書類

（当該金額により当該住宅用家屋の新築

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

法第三十七条第三項の規定により租税特別措置法第七十条の二第一項の規定が適用される場合における同条第十四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第十項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、同条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

一 個人がその直系尊属からの贈与により取得した金額を租税特別措置法第七十条の二第二項第二号に規定する住宅用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てて法第三十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合は、第三号に掲げる書類

イ 平成二十三年分の当該個人に係る贈与税の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税の額の計算に関する明細書で次に掲げる事項の記載があるもの

（当該金額により当該住宅用家屋の新築

又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得をする場合には、当該土地又は土地の上に存する権利を含む。（2）において同じ。）に記載する登記事項証明書（当該住宅用家屋が租税特別措置法施行令第四十条の四の二第一項第一号又は第二号に記載することの指示とする。

（当該新築又は取得をした住宅用家屋をに記載することの指示とする。）に記載された事項によって明確でないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に記載することの指示を明らかにする書類）

(3) 当該取得をした既存住宅用家屋を租税特別措置法施行令第四十条の四の二第三項各号に掲げる要件を満たすことが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号に掲げる要件を満たすことのできないときは、当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかにする書類

ハ 当該既存住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なく当該個人が当該既存住宅用家屋を居住の用に供した日以後に作成された住民票の写し（当該既存住宅用家屋の所在場所が当該個人の住所として記載されるものに限る。）を平成二十三年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

ハ 当該既存住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なく次に掲げる書類を平成二十三年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

(1) 当該増改築等をした住宅用の家屋が租税特別措置法施行令第四十条の四の二第四項に規定する要件を満たすことを証する書類

(2) 当該増改築等をした住宅用の家屋（当該金銭により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地又は土地の上に存する権利の取得をする場合には、当該土地又は土地の上に存する権利を含む。）に関する登記事項証明書（当該住宅用の家屋が租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかにすることができないときは、当該登記事

(3) 当該増改築等をした住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築等をした年月日並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し

(4) 当該金銭により当該住宅用の家屋の増改築等(当該住宅用の家屋の増改築等とともににするその敷地の用に供されることとなる土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。)をする場合には、当該増改築等が租税特別措置法施行令第四十条の四の二第六項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき増改築等をしたことを明らかにする書類

ハ 当該住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく当該個人が当該住宅用の家屋を居住の用に供した日以後に作成された戸籍の附票の写しその他の書類で、当該個人が当該増改築等前に当該住宅用の家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該住宅用の家屋に居住していることを明らかにするものを平成二十三年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

(東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例)

第十四条 法第三十八条第一項第一号に規定する新築に準する状態として財務省令で定めるものは、前条第一項に規定する状態とする。

2 令第二十九条において準用する令第二十八条に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の六第九項の規定にかかわらず、法第三十八条第一項に規定する住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の同項に規定する特定受贈者に係る贈与税の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税の額の計算に関する明細書その他参考となるべき事項を記載した書類とする。この場合において、同令第二十三条の六第四項及び第五項の規定は、適用しない。

3 法第三十八条第三項の規定により租税特別措置法第七十条の三第一項の規定が適用される場合証明書及び当該住宅用の家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類)

（2）当該新築又は取得をした住宅用家屋を
租税特別措置法施行令第四十条の五第六
項各号に掲げる者以外の者との請負契約
その他の契約に基づき新築したこと又
は同項各号に掲げる者以外の者から取得
をしたことを明らかにする書類

（2）当該住宅用家屋を居住の用に供したとき
は遅滞なく当該個人が当該住宅用家屋を居
住の用に供した日以後に作成された住民票
の写し（当該住宅用家屋の所在場所が当該

一 個人が平成二十三年一月一日において六十
歳未満の者からの贈与により取得した金銭
を租税特別措置法第七十条の三第三項第二号
に規定する住宅用家屋（以下この号において
「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対
価に充てて法第三十八条第三項の規定の適用
を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 平成二十三年分の当該個人に係る贈与税
の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税
の額の計算に関する明細書

ロ 法第三十八条第三項の規定の適用を受け
ようとする旨を記載した書類

ハ 当該住宅用家屋の新築又は取得をしたと
きは遅滞なく次に掲げる書類を平成二十三
年分の贈与税に係る納稅地の所轄稅務署長
に提出することを約する書類

（1）当該新築又は取得をした住宅用家屋
(当該金銭により当該住宅用家屋の新築
又は取得とともにその敷地の用に供され
ている土地又は土地の上に存する権利の
取得をする場合には、当該土地又は土地
の上に存する権利を含む。(2)において
同じ。)に関する登記事項証明書（当
該住宅用家屋が租税特別措置法施行令第
四十一条の五第一項第一号又は第二号に掲
げる家屋に該当することが当該登記事項
証明書に記載された事項によつて明らか
ないときは、当該登記事項証明書及び
同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該
当することを明らかにする書類）

二 当該新築又は取得をした住宅用家屋を
租税特別措置法施行令第四十条の五第六
項各号に掲げる者以外の者との請負契約
その他の契約に基づき新築したこと又
は同項各号に掲げる者以外の者から取得
をしたことを明らかにする書類

二 個人が平成二十三年一月一日において六十
五歳未満の者からの贈与により取得した金銭
を租税特別措置法第七十条の三第三項第三号
に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の
対価に充てて法第三十八条第三項の規定の適用
を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 前号イ及びロに掲げる書類

ロ 当該既存住宅用家屋の取得をしたときは
遅滞なく次に掲げる書類を平成二十三年分
の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出
することを約する書類

(1) 当該既存住宅用家屋が租税特別措置法
施行令第四十条の五第三項に規定する要
件を満たすことを証する書類

(2) 当該取得をした既存住宅用家屋（当該
金銭により当該既存住宅用家屋の取得と
ともにその敷地の用に供されている土地
又は土地の上に存する権利の取得をする
場合には、当該土地又は土地の上に存す
る権利を含む。（3）において同じ。）に
関する登記事項証明書（当該既存住宅用
家屋が租税特別措置法施行令第四十条の
五第三項各号に掲げる要件を満たすこと
が当該登記事項証明書に記載された事項
によつて明らかでないときは、当該登記
事項証明書及び当該各号に掲げる要件を
満たすことを明らかにする書類）

(3) 当該取得をした既存住宅用家屋を租税
特別措置法施行令第四十条の五六項各
号に掲げる者以外の者から取得したこと
を明らかにする書類

八 当該既存住宅用家屋を居住の用に供した
ときは遅滞なく当該個人が当該既存住宅用
家屋を居住の用に供した日以後に作成され
た住民票の写し（当該既存住宅用家屋の所
在場所が当該個人の住所として記載されて
いるものに限る。）を平成二十三年分の贈
与税に係る納税地の所轄税務署長に提出す
ることを約する書類

三 人が平成二十三年一月一日において六十
五歳未満の者からの贈与により取得した金銭
を租税特別措置法第七十条の三第三項第三号
に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の
対価に充てて法第三十八条第三項の規定の適用
を受けようとする場合 次に掲げる書類

象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合(当該増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号イからチまでに掲げる工事の区分に応じそれぞれ同号イからチまでに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分(第七項第三号ロ及び第十二項第三号において「増改築適用年分」という。)の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類)。

令第二十九条の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める令第二十九条の二第八項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

二 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において住宅用の家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

令第二十九条の二第九項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める令第二十九条の二第九項に規定する住宅用の家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

くは取得ができなかつた場合 当該住宅用の
家の工事が完了したとき、又は当該住宅用
の家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞
なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する
年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長
に提出することを約する書類

三 合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次
に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日
の属する年の翌年三月十五日において住宅用
の家屋の増改築等をした場合 第一号に
定める書類又は第五項第一号子に定める
書類

ロ 住宅取得等資金を贈与により取得した日
の属する年の翌年三月十五日において住宅用
の家屋が第二項に規定する増改築等の完
了に準ずる状態にある場合又は災害に起因
するやむを得ない事情により同日までに住
宅用の家屋の増改築等ができなかつた場
合 増改築等の工事が完了したときは遅滞
なくイに定める書類を増改築適用年分の贈
与税に係る納税地の所轄税務署長に提出す
ることを約する書類

8 法第三十八条の二第四項第一号に規定する新
築に準ずる状態として財務省令で定めるもの
は、第十三条第一項に規定する状態とする。

9 法第三十八条の二第九項に規定する財務省令
で定める手続は、同項に規定する耐震改修住
宅用家屋の取得の日までに同日以後当該耐震改
修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐
震改修をいう。次項及び第十二項第二号ハ
(1) (i-i)において同じ。）を行うことにつ
き国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書
類に基づいて行う申請とする。

10 法第三十八条の二第九項の規定の適用を受け
ようとする者は、同項に規定する耐震改修住
宅用家屋が同項に規定する取得期限までに耐震改
修により耐震基準に適合することとなつたこ
とにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定
める書類により証明を受けなければならぬ。
令第二十九条の二第十項に規定する建築後使
用されたことのある住宅用家屋は、同条第二項
各号のいずれかに該当することについて、第四
項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を
受けなければならない。

11 法第三十八条の二第一項の規定の適用を受け
ようとする者が同条第十四項の規定により贈与

（1）法第三十八条の二第二項第五号イに掲げる同項第二号に規定する住宅用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てるための住宅取得等資金次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をし、当該住宅用家屋を被災受贈者の居住の用に供した場合次に掲げる書類

（1）住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分（以下この号及び次号において「適用年分」という。）の当該贈与をした者に係る贈与税の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税の額の計算に関する明細書で当該住宅取得等資金の贈与をした者ごとに次に掲げる事項の記載があるもの

（i）当該住宅取得等資金を贈与により取扱した日

（ii）当該住宅取得等資金の金額

（iii）当該住宅取得等資金のうち法第三十一条の二第一項の規定の適用を受ける部分の金額

（iv）当該住宅取得等資金に係る法第三十一条の二第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額

（v）その他参考となるべき事項

（2）当該被災受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該被災受贈者の氏名及び生年月日並びに当該住宅取得等資金の贈与をした者が当該被災受贈者の直系尊属に該当することを証するもの

（3）当該被災受贈者の適用年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額を明らかにする書類（当該所得税に係る同項第三十七号に規定する確定申告書を当該所得税の納稅地の所轄税務署長に提出した被災受贈者にあっては、その旨を記載した書類）

(4) 警戒区域設定指示等（法第三十七条第一項第一号に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下同じ。）が行われた日以後に作成された住民票の写し、法第三十八条の二第二項第一号ニに規定する家屋に係る売買契約書の写しその他の書類で当該被災受贈者が同日において当該家屋を居住の用に供していたこと又は居住の用に供しようとしていたことを明らかにするものその他参考となるべき事項を記載した書類

(5) 当該住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第三十八条の二第一項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。（6）において同じ。）に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）

(6) 当該住宅用家屋の新築の工事又は取得に係る契約書の写しその他の書類で当該住宅用家屋を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者の請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの

住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をし、当該住宅用家屋を同日後遅滞なく被災受贈者の居住の用に供することが確実であると認められる場合に掲げる書類

(1) イに定める書類

(2) 当該住宅用家屋の当該新築又は取得後直ちに当該住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供することができない事情

及び当該居住の用に供する予定時期を記載した書類

(3) 当該住宅用家屋を法第三十八条の二第一項第一号に規定する同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することを約する書類

八 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住

宅用家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

(1) イ(5) を除く。) に定める書類

(2) 当該家屋の新築の工事の契約書の写しその他の書類で当該家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの

(3) 当該住宅用家屋の新築の工事を請け負つた建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二条第三項に規定する建設業者その他の者の当該住宅用家屋が新築に準ずる状態にあることを証する書類でその工事の完了予定年月の記載があるもの

(4) 当該住宅用家屋を法第三十八条の二第一項第一号に規定する同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供すること及び当該住宅用家屋を居住の用に供したことと

住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住

宅用家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

(1) イ(5) を除く。) に定める書類

(2) 当該家屋の新築の工事の契約書の写しその他の書類で当該家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの

(3) 当該住宅用家屋の新築の工事を請け負つた建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二条第三項に規定する建設業者その他の者の当該住宅用家屋が新築に準ずる状態にあることを証する書類でその工事の完了予定年月の記載があるもの

(4) 当該住宅用家屋を法第三十八条の二第一項第一号に規定する同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供すること及び当該住宅用家屋を居住の用に供したことと

住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住

宅用家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

(1) イ(5) を除く。) に定める書類

(2) 当該既存住宅用家屋(当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。)に関する登記事項証明書

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他他の書類で当該住宅用家屋が災害により滅失したことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の取得に係る契約書の写しそ他の書類で当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書の写し

とにより同日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったとき 次に掲げる書類

(1) イに定める書類

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書そ

の他の書類で当該住宅用家屋が災害により滅失したことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の取得に係る契約書の写しそ他の書類で当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書の写し

とにより同日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったとき 次に掲げる書類

(1) イに定める書類

本 (1) イ(5) を除く。) に定める書類

(2) ハ(2) に掲げる書類

(3) (1) イ(5) を除く。) に定める書類

(4) 災害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の新築又は取得ができなかつたことを明らかにする書類

(5) 当該住宅用家屋の新築又は取得をしたときは遅滞なくイ(5)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該新築又は取得の予定時期及び被災受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

(6) 当該既存住宅用家屋を法第三十八条の二第一項第二号に規定する同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供するこ

とを約する書類

(7) 当該既存住宅用家屋が法第三十八条の二第一項第三号に規定する既存住宅用家屋とみなされたもので

ある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(8) 当該既存住宅用家屋が法第三十八条の二第一項第二号に規定する同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供するこ

とを約する書類

(9) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十号)別記第五号様式に規定する認定申請書又は第九項に規定する書類の写しで同項の申請をしたことを証するもの

(10) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(11) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(12) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(13) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(14) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(15) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(16) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(17) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

家屋を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの

口 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得をし、当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく被災受贈者の居住の用に供することが確実であると認められる場合 次に掲げる書類

(1) イに定める書類

(2) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)-(i)

(3) 及び(i)-(i)に掲げる書類

(4) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他他の書類で当該既存住宅用家屋が災害により滅失したことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

本 (1) イ(2) を除く。) に定める書類

(2) 災害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得ができなかつた場合 次に掲げる書類

(3) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他他の書類で当該既存住宅用家屋が災害により滅失したことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ハ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得ができなかつた場合 次に掲げる書類

(1) イに掲げる場合 次に掲げる書類

(2) イに定める書類

(3) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十号)別記第五号様式に規定する認定申請書又は第九項に規定する書類の写しで同項の申請をしたことを証するもの

(4) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(5) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(6) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(7) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(8) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(9) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(10) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得をした場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき 次に掲げる書類

(1) イに定める書類

(2) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)-(i)

(3) 及び(i)-(i)に掲げる書類

(4) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他他の書類で当該既存住宅用家屋が災害により滅失したことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得ができなかつた場合 次に掲げる書類

(1) イ(2) を除く。) に定める書類

(2) 災害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得ができなかつた場合 次に掲げる書類

(3) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他他の書類で当該既存住宅用家屋が災害により滅失したことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ハ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得ができなかつた場合 次に掲げる書類

(1) イに掲げる場合 次に掲げる書類

(2) イに定める書類

(3) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十号)別記第五号様式に規定する認定申請書又は第九項に規定する書類の写しで同項の申請をしたことを証するもの

(4) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(5) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(6) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(7) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(8) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(9) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

(10) ハに掲げる場合には、ハ(1)-(i)

の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の増改築等をし、当該増改築対

(1) 第一号イ(1)から(4)までに掲げる書類

(2) 当該増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。）に関する登記事項証明書（当該増改築対象家屋が令第二十九条の二第六項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(3) 当該増改築対象家屋の増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等をした年月日並びに当該増改築等の工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの

(4) 当該増改築対象家屋の増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等が令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づきされたものであることを明らかにするもの（住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、増改築対象家屋の増改築等をし、当該増改築対象家屋を同日後遅滞なく被災受贈者の居住の用に供することが確実であると認められる場合、次に掲げる書類）

(1) イに定める書類

(2) 直ちに当該増改築対象家屋を当該被災受贈者の居住の用に供することができない事情及び当該居住の用に供する予定期間を記載した書類

(3) 当該増改築対象家屋を法第三十八条の二第一項第三号に規定する同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することを約する書類

(1) イ (1) 及び (4) に掲げる書類

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が令第二十九条の二第六項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにするもの

(3) 当該増改築対象家屋の増改築等の工事を請け負った建設業法第二条第三項に規定する建設業者その他の者の当該増改築対象家屋が工事の完成に準ずる状態にあることを証する書類でその工事の完了予定日の記載があるもの

(4) 当該増改築対象家屋の工事が完了したとき(当該増改築対象家屋を当該被災受贈者の居住の用に供した時が当該工事が完了した時後となる場合には、当該居住の用に供したとき)は遅滞なくイ(2)及び(3)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

二 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等をした場合において、当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなつたときに掲げる書類

(1) イに定める書類

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

灾害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合次に掲げる書類

本

(3) (2) (1)
ハ (2) に掲げる書類
(4) 当該増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なくイ (2) 及び (3) に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該工事の完了予定日及び被災受贈者の居住の用に供する予定期の記載があるもの

13 令第二十九条の二第十二項の規定により法第三十八条の二第十四項の規定を読み替えて適用する場合における第四項から第七項まで及び前項の規定の適用については、第四項中「法第三十八条の二第十四項に規定する申告書」とあるのは「令第二十九条の二第十二項までの規定中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と読み替えて適用する法第三十八条の二第十四項前項中「同条第十四項」とあるのは「令第二十九条の二第十二項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の二第十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

14 令第二十九条の二第十五項の規定により同項に規定する相続人が法第三十八条の二第十四項に規定する書類を提出する場合における第十二項の規定の適用については、同項第一号イ(2) 中「もの」とあるのは、「もの、当該被災受贈者が法第三十八条の二第二項第一号ハに規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他の書類で令第二十九条の二第十五項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。(農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納稅猶予及び免除の特例)

第十四条の二の二 法第三十八条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置

一 稟税特別措置法施行規則第一十三条の七第
二 法施行規則第二十三条の七及び第二十三条の八
の規定の適用については、次に定めるところによる。

の取得をした年月日、当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の名称及び本店の所在地並びに次に掲げる経営承継相続人等の区分に応じそれぞれ次に定める事項

に基づき経済産業大臣に提出されたもの
に限る。)

員の数の割合を合計し、当該雇用判定基準日までに到来する各雇用判定基準日の数で除して計算した割合

とし、同項第一号に規定する財務省令で定める割合は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

応じそれぞれ次に定める事項

八 前号ハに掲げる経営承継相続人等 次に
掲げる書類

(同条第一項第三号に係るものに限る)の写し及び同条第二項の申請書(同号に係るものに限る)の写し(同項の規定に基づき経済産業大臣に提出されたもの

2) その他参考となるべき書類に限る。)

令第二十九条の三第十四項に規定する財務省
で定める事項は、同項の経営承継相売人等こ

一定の事項は同様の経営が経営等に係る認定承継会社の次の各号に掲げる場合の区

方に応じ当該各号に定める事項とする。

場合 次に掲げる事項

第三十八条の三第三項第三号に規定する基準

準日をいう。以下二の項及び次項において同じ。)の直前の経営報告基準日(租税特

別措置法第七十条の七の二第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下二の

規定する給付率を適用する（この項及び次項において同じ。）の翌日から当

該基準日までの間に終了する各事業年度の売上金額

特定事業年度における売上金額
経常承認期間の末日ごとての特定事

ノ 経営方針其間の定期に於ける特定期業年度における売上金額に対する当該経営

承継期間内に終了するイの各事業年度の売上金額の割合を合計し、当該各事業年度の

二 基準日の直前の経営報告基準日の翌日か
数で除して計算した割合

二 基準日の面前の総管報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する令第二十

九条の三第十二項第一号に規定する雇用判定基準日（以下この項及び次項において

「雇用判定基準日」という。)における常時
雇用労働者の数

本相続の開始の時における常時使用従業員

の数へ経営承継期間の末日の翌日以後最初に到

来する雇用判定基準日においてホの相続の開台の時こるかる常時使用従業員の数に付

開始の時ににおける常時使用従業員の数に文書する当該雇用判定基準日までに到来するニの各雇用判定基準日における常時使用従業

二 ト その他参考となるべき事項

二 一 令第二十九条の三第十二項第二号に掲げる場合

二 二 場合 次に掲げる事項

二 三 基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の売上金額

二 四 特定事業年度における売上金額

二 五 ハ ロの特定事業年度の売上金額に対するイの各事業年度の売上金額の割合

二 六 イ の期間内にイの売上金額がロの売上金額以上となつた場合には、その旨

二 七 ホ 基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する雇用判定基準日における常時使用従業員の数

二 八 ハ 相続の開始の時における常時使用従業員の数

二 九 ヘ の数

二 一 チ トへの相続の開始の時における常時使用従業員の数に対するホの雇用判定基準日ににおける常時使用従業員の数の割合

二 二 チ その他参考となるべき事項

二 三 法第三十八条の三第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける経営承継相続人等が令第二十九条の三第十四項の規定により納税地の所轄税務署長に提出する届出書には次に掲げる書類（基準日が経営承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合には、第一号及び第二号の書類を除く。）を添付しなければならない。

二 一 当該経営承継相続人等に係る認定承継会社の基準日の直前の経営報告基準日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の損益計算書その他の書類で当該認定承継会社の当該事業年度の売上金額を明らかにするもの

二 二 経営承継相続人等に係る認定承継会社の従業員数証明書その他の書類で基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する雇用判定基準日における当該認定承継会社の常時使用従業員の数を明らかにするもの

二 三 特例円滑化省令第三条第二項の規定に基づき経済産業大臣に提出された報告書の写し

二 ト その他参考となるべき事項

二 場合 次に掲げる事項

イ 基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の売上金額

ロ 特定事業年度における売上金額

ハ ロの特定事業年度の売上金額に対するイの各事業年度の売上金額の割合

二 イの期間内にイの売上金額がロの売上金額以上となつた場合には、その旨

ホ 基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する雇用判定基準日における常時使用従業員の数

ヘ 相続の開始の時における常時使用従業員の数

チ その他参考となるべき事項

ト への相続の開始の時における常時使用従業員の数に対するホの雇用判定基準日における常時使用従業員の数

チ 法第三十八条の三第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける経営承継相続人等が令第二十九条の三第十四項の規定により納税地の所轄税務署長に提出する届出書には次に掲げる書類（基準日が経営承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合には、第一号及び第二号の書類を除く。）を添付しなければならない。

一 当該経営承継相続人等に係る認定承継会社の基準日の直前の経営報告基準日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の損益計算書その他の書類で当該認定承継会社の各事業年度の売上金額を明らかにするもの

二 経営承継相続人等に係る認定承継会社の従業員数証明書その他の書類で基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する雇用判定基準日における当該認定承継会社の常時使用従業員の数を明らかにするもの

三 特例円滑化省令第三条第二項の規定に基づき経済産業大臣に提出された報告書の写し（基準日が経営承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合に限る。）を除して計算した割合

一 吸収合併（租税特別措置法第七十条の七の二）
四 第二項第一号に規定する認定相続承継会社（以下この条において「認定相続承継会社」という。）が消滅する場合に限る。イに掲げる金額に対する口に掲げる金額の割合
イ 相続特定事業年度（令第二十九条の三第十九項第一号に規定する相続特定事業年度をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）における当該認定相続承継会社の売上金額に調整割合（売上判定事業年度（令第二十九条の三第十九項第一号に規定する売上判定事業年度をいう。以下この項において同じ。）の月数を相続特定事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「相続特定売上金額」という。）と当該吸収合併がその効力を生ずる直前の事業年度における当該吸収合併により存続する会社の売上金額及び当該吸収合併により消滅する会社（当該認定相続承継会社を除く。）の売上金額にそれぞれこれらの会社に係る調整割合（売上判定事業年度の月数を当該吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の当該会社の事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額とを合計した金額

ロ 売上判定事業年度における認定相続承継会社の売上金額（平成二十三年三月十一日又は警戒区域設定指示等が行われた日以後に当該吸収合併があつた場合には、売上判定事業年度における、当該吸収合併により消滅する認定相続承継会社の売上金額に当該吸収合併により存続する会社及び当該吸収合併により消滅する会社（当該認定相続承継会社を除く。）の売上金額を加算した金額）

一 新設合併 イに掲げる金額に対する口に掲げる金額の割合
イ 相続特定売上金額と当該新設合併がその効力を生ずる直前の事業年度における当該新設合併による割合

一 吸收合併（租税特別措置法第七十条の七の二）
四 第二項第一号に規定する認定相続承継会社（以下この条において「認定相続承継会社」という。）が消滅する場合に限る。イに掲げる金額に対する口に掲げる金額の割合
割合は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
二 新設合併 イに掲げる金額に対する口に掲げる金額の割合
イ 相続特定事業年度（令第二十九条の三第十九項第一号に規定する売上判定事業年度をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）における当該認定相続承継会社の売上金額に調整割合（売上判定事業年度（令第二十九条の三第十九項第一号に規定する売上判定事業年度をいう。以下この項において同じ。）の月数を相続特定事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「相続特定売上金額」という。）と当該吸收合併がその効力を生ずる直前の事業年度に係る調査における当該吸收合併により存続する会社の売上金額及び当該吸收合併により消滅する会社（当該認定相続承継会社を除く。）の売上金額にそれぞれこれらの会社に係る調整割合（売上判定事業年度の月数を当該吸收合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の当該会社の事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額とを合計した金額
ロ 売上判定事業年度における認定相続承継会社の売上金額（平成二十三年三月十一日又は警戒区域設定指示等が行われた日以後に当該吸收合併があつた場合には、売上判定事業年度における、当該吸收合併により消滅する認定相続承継会社の売上金額に当該吸收合併により存続する会社及び当該吸收合併により消滅する会社（当該認定相続承継会社を除く。）の売上金額を加算した金額）

二 前号の譲渡又は贈与の後において、同号の一人の者が有する同号の認定贈与承継会社の非上場株式等の議決権の数が、当該一人の者と同号の特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

三 第一号の譲渡又は贈与の後において、同号の一人の者（当該一人の者が持分の定めのある法人（医療法人を除く。）である場合には、当該法人の会社法第三百一十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員その他これらに類する者で当該法人の経営に従事している者）が当該認定贈与承継会社の代表権を有すること。

四 令第二十九条の第四項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる経営承継受贈者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

本その他参考となるべき書類

一 前項第三号に掲げる経営承継受贈者 次に掲げる書類

イ 前項第三号の認定贈与承継会社の損益計算書その他の書類で令第二十九条の三第四項第一号及び第二号に掲げる金額を明らかにするもの

ロ 前項第三号の認定贈与承継会社の登記事項証明書(東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限る。)

ハ 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前項第三号の認定贈与承継会社が東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震

令第二十九条の四第七項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる経営承継相続人等の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 認定承継会社が法第三十八条の三第三項第一号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第三項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等（前条第十項第一号イに定める事項及び特例円滑化省令第一条第二項の様式第一（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の記載事項

二 認定承継会社が法第三十八条の三第三項第一号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第三項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等（前条第十項第一号口に定める事項及び特例円滑化省令第二条第

を満たす者とする。法第三十九条の四第一項第一号の譲渡又は贈与の後において、同号イの一人の者及び当該一人の者と租税特別措置法第七十条の七第二項第三号ハに規定する特別の関係がある者の有する法第三十九条の四第一項第一号の認定贈与承継会社の非上場株式等(租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等をいう。次号及び第四項において同じ。)に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社の総株主等議決権数(租税特別措置法第七十条の七第二項第三号ハに規定する総株主等議決権数をいう。第四項第一号において同じ。)の百分の五十を超える数を有することとなる場合における当該一人の者である。

三 部分に限る。)の記載事項
三、認定贈与承継会社が法第三十八条の第三第一項第三号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が前条第四項第一号ハに定める事項及び特例円滑化省令第二条第二項の様式第一(同条第一項第三号に係る部分に限る。)の記載事項
法第三十八条の四第一項の規定の適用を受けようとする同項の経営承継受贈者が同条第二項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第七十七条の七第七項の規定により提出する申請書には、次の各号に掲げる経営承継受贈者の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一 前項第一号に掲げる経営承継受贈者 次に

二
八
口
組合の令第二十九条の三第二項第一号及
び第二号に掲げる常時使用従業員の数の合
計数を明らかにするもの
前項第二号の認定贈与承継会社の令第二
十九条の三第二項第一号の事業所の常時使
用従業員が平成二十三年三月一日から同
年九月十日までの間継続して当該認定贈与
承継会社の本来の業務に従事することがで
きなかつたことを明らかにする書類
市町村長又は特別区の区長の証明書その
他の書類で前項第二号の認定贈与承継会社
の令第二十九条の三第二項第一号の事業所
が東日本大震災により滅失し、又はその全
部若しくは一部が損壊したことを明らかに
するもの
前項第二号の認定贈与承継会社の令第二

二 前号の譲渡又は贈与の後において、同号の議決権の数の合計が、当該認定承継会社の総株主等の議決権数の百分の五十を超える数を有する、となる場合における当該一人の者であること。

三 一人の者が有する同号の認定承継会社の非上場株式等の議決権の数が、当該一人の者と同号の特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

第一号の譲渡又は贈与の後において、同号の一人の者（当該一人の者が持分の定めのある法人（医療法人を除く。）である場合には、当該法人の会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員その他これらに類する者で当該法人の経営に従事して

三 17
ける当該認定相続承継会社の常時使用従業員の数を明らかにするもの

三 特例円滑化省令第三条第二項の規定に基づき経済産業大臣に提出された報告書の写し（基準日が経営相続承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合に限る。）

第十三項及び前二項の規定は、令第二十九条の三第二十一項において同条第十九項及び第二十一項の規定を準用する場合について準用する。

第十四条の四 令第二十九条の四第二項に規定する。

一 認定贈与承継会社が法第三十八条の三第一項第一号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者（前条第四項第一号イに定める事項及び特例円滑化省令第二条第二項の様式第一（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の記載事項

二 認定贈与承継会社が法第三十八条の三第一項第二号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者（前条第四項第一号口に定める事項及び特例円滑化省令第二条

（定資産を除く。）が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

二　その他参考となるべき書類

一　前項第二号に掲げる経営承継受贈者　次に
　　掲げる書類

イ　前項第二号の認定贈与承継会社の従業員
　　数証明書その他の書類で当該認定贈与承継会社の平成二十三年三月十日又は警戒区域設定指示等が行われた日の前日における常時使用従業員の総数並びに当該認定贈与承

4 災により滅失し、又は損壊したことを見明らかにするもの
二 その他参考となるべき書類
令第二十九条の四第六項に規定する財務省令
で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす
者とする。
一 法第三十八条の四第三項第一号の譲渡又は
贈与の後において、同号イの一人の者及び
該一人の者と租税特別措置法第七十条の七の
二第二項第三号へに規定する特別の関係があ
る者の有する法第三十八条の四第三項第一号
の認定承継会社の非上場株式等に係る議決権

6

二項の様式第一（同条第一項第二号に係る部分に限る。）の記載事項

前項第一号に掲げる経営承継相続人等 次に掲げる書類
前項第一号の認定承継会社の貸借対照表
その他の書類で平成二十三年三月十日における当該認定承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額並びに当該認定承継会社の令第二十九条の三第八項第一号及び第二号に掲げる資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上される帳簿価額の合計額を明らかにするもの
市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前項第一号の認定承継会社の令第二十九条の三第八項第一号に掲げる資産（特定資産を除く。）が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの
前項第一号の認定承継会社の令第二十九条の三第八項第二号に掲げる資産（特定資産を除く。）が警戒区域設定指示等が行われた日の前日における當時使用従業員の総数並びに当該認定承継会社の令第二十九条の三第九項第一号及び第二号に掲げる當時使用従業員の数の合計数を明らかにするもの

口 前項第二号の認定承継会社の令第二十九条の三第九項第一号の事業所の常時使用従業員が平成二十三年三月一日から同年九

二 前項第二号の認定承継会社の令第二十九条の三第九項第二号の事業所が警戒区域設定期指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

三 前項第三号に掲げる経営承継相続人等次に掲げる書類

本その他参考となるべき書類

一 前項第三号の認定承継会社の損益計算書その他の書類で令第二十九条の三第十一項第一号及び第二号に掲げる金額を明らかにするもの

口 前項第三号の認定承継会社の登記事項証明書(東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限る。)

ハ 市町村長又は特別区の区長の証明書その他書類で前項第三号の認定承継会社が東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの

ニ その他参考となるべき書類

7 前三项の規定は、令第二十九条の四第八項及び第九項において同条第六項及び第七項の規定を準用する場合について準用する。

第十四条の五 第十四条の三第十項の規定は、法第三十八条の五第一項又は第五項の個人が、同一条第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定又は法第三十八条の五第五項の規定により読み替えられた租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

替えられた租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

る書類を添付しなければならない。

一 東日本大震災により損壊したため取り壊した建物又は東日本大震災により滅失した建物又は本震災の所有者令第三十条第一項又は第二項第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類で同条第一項に規定する滅失建物等（以下この条において「滅失建物等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該滅失建物等の所在地の記載があるもの（当該登記に係る建物が令第三十条第三項第二号に該当する建物である場合にあっては、当該書類及び同号に規定する証明に係る書類）

二 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の所有者（前号に掲げる者を除く。）同号に定める書類並びに当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が解除された日、当該警戒区域設定指示等が解除された日（当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。）及び法第三十九条第一項に規定する代替建物（次項第四号ハにおいて「代替建物」という。）の新築又は取得の日を明らかにする書類

相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は三親等内の親族（それぞれ令第三十条第二号に規定する相続人若しくは合併法人又は三親等内の親族をいふ。以下この項において同じ。）が法第三十一条第一項の規定の適用を受けようとする場合は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 相続人 当該相続人の戸籍の謄本その他のその適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書類

二 合併法人 当該合併法人の登記事項証明書
その他のその適用を受けようとする者が当該
合併法人に該当することを証する書類

四
イ 令第三十条第一項の証明を受けた者（以下この項において「滅失建物等所有者」という。）が、代替建物（住宅用の建物に限る。）の新築又は取得することができることを明らかにする書類
八 戸籍の謄本その他の書類でその適用を受けるとすると者が滅失建物等所有者の三親族（内親族であることを証する書類）等の親族であることを証する書類
ハ 減失建物等が所在していた市町村（特別区を含む。ニにおいて同じ。）の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市等の所有者の属する世帯の住民票の写し）においては、区長又は総合区長とする。（一において同じ。）から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写し（以下この項において「滅失建物等が警戒区域設定指示等が行われた日における同様の区域設定指示等が行われた日の前日」においてその適用を受けようとする者が当該警戒区域設定指示等が行われた場合にあつては、当該警戒区域設定指示等が行われた日の前日）においてその適用を受けようとする者が当該滅失建物等所有者と同居していたことを証するもの
二 代替建物が所在する市町村の市町村長から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写し（その他の書類で、その適用を受けようとする者が当該代替建物に当該滅失建物等所有者と同居する者であることを証するもの（前項の登記の申請の日までに当該滅失建物等所有者と同居していない場合にあつては、当該滅失建物等所有者と同居すると見込まれることを明らかにするもの）

簿の表題部に記録された主たる建物の種類が居宅、寄宿舎又は共同住宅（これらの種類に類するもの及びこれらとの種類とこれら以外の種類がともに記録されているものを含む。）とされるものとする。

令第三十条第三項第二号に規定する証明は、法第三十九条第一項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、その者が行う事業のうち主たるもの所管する主務大臣が、当該申請に係る建物が同号に掲げる建物に該当する旨を記載した書類により行うものとする。

前項の証明を受けようとする者は、その申請書に、その所有していた建物が滅失建物等に該当する旨を証する市町村長又は特別区の区長の書類の写し及び当該建物に代わるものとして新築又は取得をした建物の詳細を明らかにする書類を添付しなければならない。

（東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税）

第六十条 法第四十条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、令第三十一条の滅失建物等（以下この条において「滅失建物等」という。）の床面積の合計又は当該減失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類（当該土地が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在してい減失建物等に係る被災代替建物（同項に規定する被災代替建物をいう。以下この条において同じ。）の敷地の用に供される土地に該当する場合にあつては、当該書類及び当該土地の取得の日を明らかにする書類）のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第四十条第一項の規定の適用を受けようとする土地が、被災代替建物の敷地の用に供されるところ見込まれる土地である場合 次に掲げる書類

イ 令第三十条第一項又は第二項第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区の区長の證明に係る書類で、滅失建物等の所有者であつた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該減失建物等の所在地の記載があるもの

ロ 当該土地が、被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地であることを明らかにする書類

二　法第四十条第一項の規定の適用を受けようとする者が前条第二項第四号に掲げる者である場合　同号イからハまでに掲げる書類

二　該土地が、被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地である場合　次に掲げる書類

イ　前号イに掲げる書類

ロ　当該土地が、被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地であることを明らかにする書類

ハ　当該土地に係る被災代替建物が令第三十三条第二項に規定する建物（同項第二号に係るものに限る。）に該当する場合には、前条第四項に規定する証明に係る書類の写し（東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税を受けるための手続）

第十六条の二　法第四十条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書類に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　東日本大震災によりその所有する農用地（法第四十条の二第一項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）に被害を受けた者　次に掲げる書類

イ　被災農用地（法第四十条の二第一項に規定する被災農用地をいう。以下この条において同じ。）の所在地の農業委員会の証明書で、同項に規定する被災者が農業を営む者であること、令第三十一条の二第一項第一号に掲げる者に該当すること、当該被災農用地に代わる農用地の取得後においても同条第三項に規定する從前農用地を耕作又は養畜の用に供することができないと見込まれること及び当該被災農用地の面積の記載があるもの

ロ　被災農用地に代わるものとして取得した農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の證明書で、当該農用地が当該被災農用地に代わるものとして取得した農用地であること及び当該農用地の面積の記載があるもの

二　警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地の所有者（前号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類

イ 被災農用地の所在地の市町村長の証明書
で、法第四十条の二第一項に規定する被災者
者が農業を営む者であること、令第三十一
条の二第一項第二号に掲げる者に該当する
こと、当該被災農用地が警戒区域設定指示
等が行われた日において当該警戒区域設定
指示等の対象区域内に所在していたこと、
当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒
区域設定指示等が行われた日、当該警戒区
域設定指示等が解除された日（当該登記の
申請の日において当該警戒区域設定指示等
が解除されている場合に限る）及び当該
被災農用地の面積の記載があるもの
ロ 被災農用地に代わるものとして取得した
農用地の所在地の農業委員会又は市町村長
の証明書で、当該農用地が当該被災農用地
に代わるものとして取得した農用地である
こと、当該農用地の面積及びその取得の日
の記載があるもの

相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法
人又は世帯員等に該当する者（それぞれ令第三
十一条の二第二項各号に規定する相続人若しく
は合併法人若しくは分割承継法人又は世帯員等
に該当する者をいう。以下この項において同
じ。）が法第四十条の二第一項の規定の適用を
受けようとする場合には、その登記の申請書
に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各
号に定める書類を添付しなければならない。

一 相続人 当該相続人の戸籍の謄本その他の
その適用を受けようとする者が当該相続人に
該当することを証する書類

二 合併法人 当該合併法人の登記事項証明書
その他のその適用を受けようとする者が当該
合併法人に該当することを証する書類

三 分割承継法人 当該分割承継法人の登記事
項証明書その他のその適用を受けようとする
者が当該分割承継法人に該当することを証す
る書類並びに被災農用地に係る事業に関して
有する権利義務を当該分割承継法人が承継し
たことを当該分割承継法人に係る法人税法第
二条第十二号の二に規定する分割法人及び當
該分割承継法人が共同して証明する書類

四 世帯員等に該当する者 被災農用地に代わ
るものとして取得をした農用地の所在地の農
業委員会又は市町村長の証明書でその適用を
受けようとする者が当該世帯員等に該当する
者であることを証する書類

(農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例)

第十六条の二の二 法第四十条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第二十九条の規定の適用については、同条中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法(以下この条において「読み替え後の法」という。)」と、「者は」とあるのは「者が、申請により登記を受けようとする場合には」と、「市町村長」とあるのは「福島県知事の証明書及び市町村長」と、「同条第二項」とあるのは「読み替え後の法第七十七条に規定する農用地利用集積等促進事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の四第二項」と、「同条第三項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第三十一条の二の二の規定により読み替えて適用される施行令第四十二条の四第三項」と、「の記載があるもの」とあるのは「並びに当該土地の取得に係る読み替え後の法第七十七条に規定する農用地利用集積等促進計画の公告の日及びその者が当該土地を取得した日の記載があるもの(以下この条において「適格証明書」という。)」と、「ならない」とあるのは「ならないものとし、読み替え後の法第七十七条の規定の適用を受けようとする者が、福島県知事の嘱託により登記を受けようとする場合には、福島県知事に対する登記の嘱託の請求書に、適格証明書を添付し、当該登記の嘱託書に当該適格証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならないものとする」とする。

(被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税を受け取るために手続)

第十六条の三 法第四十条の三の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることにについての同条に規定する被災関連市町村の長の証明書で、その者が当該被災関連市町村に対し交換により譲渡した土地に関する権利が同条に規定する復興整備事業の同条に規定する実施区域内に所在すること、当該土地に関する権利が当該復興整備事業の用に供されるものであるこ

と、当該登記に係る土地の所有権が当該実施区域外に所在すること及びその者が当該土地の所有権を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

第十六条の四

項目に規定する避難指示・解除区域市町村の長
（当該帰還・移住等環境整備推進法人を同法第四十八条の十四第一項の規定により指定をしたものに限る。）の証明書で、当該帰還・移住等環境整備推進法人が令第三十一条の三に規定する要件を満たすものであること、当該帰還・移住等環境整備推進法人が法第四十条の四に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された同条各号に掲げる事業の用に供するために同条に規定する避難解除区域等内において当該登記に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をしたこと及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。

法第四十条の四第一号に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）に規定する事業とする。

法第四十条の四第二号に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項（第七号に係る部分に限る。）に規定する事業とする。

法第四十二条の四第二号に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項（第七号に係る部分に限る。）に規定する事業とする。

（東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした漁船に係る所有権の保存登記等の免税）

法第四十一条第一項の規定の適用を受けるようとする者は、その登記の申請書に、令第三十二条第一項に規定する被災証明書類（第五項において「被災証明書類」という。）で東日本大震災によりその所有していた漁船に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該漁船の船籍港又は主たる根拠地の記載があるもの（当該登記に係る漁船が同条第三項第二号ロに定める漁船に該当する場合には、当該書類及び同号ロに規定する証明に係る書類）を添付しなければならない。

第十七条の二 沿第四十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書

(経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減
を受けるための手続等)
第十七条の二 法第四十一条の二第一項の規定の
適用を受けようとする者は、その登記の申請書に

うとする者の申請に基づき、その者が行う事業のうち主たるものと所管する主務大臣が、当該申請に係る漁船が同号口に定める漁船に該当する旨を記載した書類により行うものとする。前項の証明を受けようとする者は、その申請書に、その所有していた漁船の被災証明書類及び当該漁船に代わるものとして建造又は取得をした漁船の詳細を明らかにする書類を添付しなければならない。

4 承継法人に係る法人税法第二条第十一号の二に規定する分割法人及び当該分割承継法人が共同して証明する書類

本訴の争点は、(1)被保険者が被保険船舶に係る事業の運営に係る権利義務を承継する旨の意思表示の有無、(2)該分割承継が被保険者と被保険船舶の間に効力あるものであるか否かである。

項証明書その他その適用を受けようとする者が当該分割承継法人に該当することを証する

三 分割承継法人 当該分割承継法人の登記事
その他のその適用を受けようとする者が当該
合併法人に該当することを証する書類

二 合併法人 当該合併法人の登記事項証明書

その適用を受けようとする者が当該相続人に該当する二二を正する書類

一 な
け
れ
ば
な
ら
ない。
相
続
人
当該相続人の戸籍の謄本その他の

の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し

第一項の規定の適用を受けようとする場合に
は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者

相続人又は合併法人若しくは分離承継法人をいう。以下この項において同じ。)が法第四十一

(それぞれ令第三十二条第二項各号に規定する
目録、合計金額、八等、は別表に記す、之を

3
市町村長が発行する書類
相続人又は合併法人若しくは分割承継法人

一
二　当該漁船につき被害を受けたことを証する

に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての主務大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同項の規定に該当するものであること及びその者が同項に規定する特定金融機関等であること並びに同項の変更後の経営強化計画に係る同項の主務大臣の承認の日及び当

第十九

令第三十五条第七項第五号に規定する財務省令で定める事務は、被災届出軽自動車に係る軽自動車届出済証の返納の事務とする。
(印紙税の非課税の対象となる消費貸借に関する契約書の要件)

附

二 当該漁船につき被害を受けたことを証する
市町村長が発行する書類

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二十三年六月三〇日財務省令第三五号) 抄
第五一号
この省令は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十号)の施行の日(平成二十三年七月二十七日)から施行する。

一 改正法附則第十七条第二項又は改正令附則第五条第二項の規定の適用を受けようとする被災者等 改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「新令」という。）第十五条第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び当該被災者等が同条第二項各号に掲げる者である場合には当該各号に定める書類

二 改正法附則第十七条第四項の規定の適用を受けようと/orする被災者等 前号に定める書類及び新令第十六条各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類

三 改正法附則第十七条第六項の規定の適用を受けようと/orする被災者等 新令第十六条の二第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び当該被災者等が同条第二項各号に掲げる者である場合には当該各号に定める書類

四 改正法附則第十七条第八項の規定の適用を受けようと/orする被災者等 新令第十七条の三第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び当該被災者等が同条第二項の相続人である場合には同項の書類

附 則 (平成二十四年一月一〇日財務省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三一日財務省令第三二号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の二第一号の改正規定、第三条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第五条の三第二項第一号の改正規定、第六条の二第一号の改正規定、第六条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第九条の二第一号の改正規定、第九条の三の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行の日又はこの省令の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月一九日財務省令第四八号)

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月三日財務省令第六五号) 抄

（施行期日）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条の三の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を第三条の三の三とする改正規定、第三条の三の次に一条を加える改正規定、第六条の三の二（見出しを含む。）の改正規定、第六条の三の三とする改正規定、同条を第六条の三の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を第六条の三の三とする改正規定、第六条の三の次に一条を加える改正規定、第九条の三の二（見出しを含む。）の改正規定、第九条の三の三とする改正規定及び第九条を第九条の三の三とする改正規定、同条の三の次に一条を加える改正規定は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日から施行する。

改正法附則第八十六条第四項各号に掲げる経営承継相続人等又は同条第十二項各号に掲げる経営相続承継受贈者が改正法附則第百条第三項の規定の適用を受けた場合には、改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の三第四項第二号、第六項、第十項第二号、第十二項、第十四号第二号及び第十六項の規定を適用する。

附 則 (平成二六年一月一七日財務省令 第二号)

この省令は、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の施行の日(平成二十六年一月二十日)から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日財務省令 第三号)

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月九日財務省令第六六号)

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第三条第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にこれらの規定により行う申出について適用し、施行日前に改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第三条第一項及び第二項の規定により行つた申出については、なお従前の例による。

3 新規則第七条第二項第一号、第四項第一号及び第五項第一号並びに第十条第二項第一号、第四項第一号及び第五項第一号の規定は、施行日以後に提出する東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十九条第十項、震災特例法第二十条第十七項において準用する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十五条の七第十一項、震災特例法第二十条第三項若しくは第五項、震災特例法第二十条第十七項において準用する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十五条の七第十一項又は震災特例法第二十八条第四項若しく

は第六項の書類について適用し、施行日前に提出した震災特例法第十九条第十項（震災特例法第二十条第十七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十一項（震災特例法第二十三条第三項若しくは第五項、震災特例法第二十七条第十項、震災特例法第二十八条第十八項において準用する租税特別措置法第六十八条の七第十一項又は震災特例法第二十八条第四項若しくは第六項の書類については、なお従前の例による。新規則第十四条の三第四項、第十項及び第十四項の規定は、施行日以後に提出する震災特例法第三十八条の三第二項、第四項又は第六項の届出書について適用し、施行日前に提出した同条第二項、第四項又は第六項の届出書については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年一二月二六日財務省令第九号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日財務省令第三三号）

（施行期日）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条の三第二項の改正規定及び第七条第二項第一号の改正規定（代表者）の下に「（人格のない）社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この条において同じ。」を加える部分を除く。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十九号）附則第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合における新法第三十八条の二第十項に規定する申告書に添付する書類については、改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係

「旧規則」という。)第十四条の二第二項(第一号イ(5)、ロ(3)及びハ(4)、第二号イ(2)、ロ(3)及びハ(1)(i)並びに第三号イ(2)、ロ(3)及びハ(4)に係る部分に限る。)及び第十三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十四条の二第二項第一号ロ(3)中「イ(5)」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年財務省令第三十三号)附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(以下「平成二十七年旧規則」という。)第十四条の二第二項第一号イ(5)」と、同項第二号ロ(3)中「イ(2)」とあるのは、「平成二十七年旧規則第十四条の二第二項第一号イ(5)」と、同項(6)」とあるのは、「及び平成二十七年旧規則第十四条の二第二項第一号イ(5)」と、同項第二号ロ(3)中「イ(2)」とあるのは、「平成二十七年旧規則第十四条の二第二項第一号イ(2)」とあるのは、「平成二十七年旧規則第十四条の二第二項第一号イ(2)」と、同項第三号ロ(3)中「イ(2)」とあるのは、「平成二十七年旧規則第十四条の二第二項第一号イ(2)」と、同号ハ(1)(i)中「書類」とあるのは、「書類及び平成二十七年旧規則第十四条の二第二項第二号イ(2)に掲げる書類」と、同項第三号イ(2)と、同号ハ(4)中「から(4)まで」とあるのは、「及び(3)(工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。)並びに平成二十七年旧規則第十四条の二第二項第三号イ(2)とする。

改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の三第四項、第十項及び第十四項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の三第二項、第四項又は第六項の届出書について適用し、同日前に提出した改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の三第二項、第四項又は第六項の届出書については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年三月三一日財務省令 第二六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の三第二項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）平成三十年一月一日

二 第三条の三の三の改正規定、第六条の三の三の改正規定、第六条の七に二項を加える改正規定、第七条の改正規定、第九条の三の三の改正規定及び第九条の七に二項を加える改正規定、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の施行の日

（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第二条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十三条の二第三項の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の五の規定は、なおその効力を有する。（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第三条 改正令附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第十八条の二の規定は、平成二十九年三月三一日の午前六時をもって失効する。

規定に基づく旧規則第六条の五の規定は、なおその効力を有する。（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第四条 改正令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十三条の二の規定に基づく旧規則第九条の五の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同条中「第六条の五各号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則」の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下この条において「旧効力規則」という。）第六条の五各号」と、「第六条の五第一号」とあるのは「旧効力規則第六条の五第一号」とする。

附 則（平成三〇年三月三一日財務省令第二九号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第五条の二第五項の改正規定は令和二年十月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日財務省令第一九号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月一二日財務省令第三一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日財務省令第三六号）抄

（施行期日）
1 及び二 略
三 次に掲げる規定 令和二年十月一日
イ及びロ 略
ハ 第七条の規定

